

一般競争入札の実施（公告）

業務の委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 26 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務番号及び委託業務の名称
6 補繰河ダ情第 1 号 長崎県ダム情報システム改修業務委託
- (2) 委託業務の内容
長崎県ダム情報システム改修 1 式
- (3) 履行期間
令和 8 年 3 月 30 日限り
- (4) 履行場所
長崎市尾上町
- (5) 仕様
設計図書による

2 入札の方法等

- (1) 競争入札参加資格
令和 7 年 8 月 26 日付けで告示した「長崎県ダム情報システム改修業務委託に関する一般競争入札の参加者の資格等」に基づく入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると確認された者であること。
- (2) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3 回を限度とする。なお、入札不調の場合においては、随意契約による契約を締結する場合がある。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (5) 電送及び郵送による入札は認めない。
- (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- (7) 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号）に定める様式を準用すること。

3 当該入札・委託契約に関する事務を担当する部局等の名称

長崎県土木部河川課調整班
〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号
電話 095-894-3081
F A X 095-824-7175

4 契約条項を示す場所

3 の部局とする。

5 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 交付期間

この公告の日から令和7年9月11日（木）までの間、公告掲載ページに掲載する。

- (2) 3の部局による入札説明書の交付は行わない。また、郵送による入札説明書の交付も行わないため、公告掲載ページより入札説明書を入手すること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年9月12日（金）午前11時00分～

- (2) 場所 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁6F 入札室

- (3) 入札及び開札当日が悪天候（暴風雨等）等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（入札見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約の履行完了の証明を必要とする。）

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

なお、「規模をほぼ同じくする」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

(a) 3,000万円以上

(b) 3,000万円未満1,000万円以上

(c) 1,000万円未満（ただし、最低でも100万円を超える契約の履行完了の証明を必要とする。）

9 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者のした入札であるとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合も含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

1 0 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

1 1 落札決定の取消

落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかになった場合、若しくは長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかになった場合、落札決定を取り消すこととする。

1 2 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）の協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

なお、入札説明書に対する質問は、原則として押印した書面により郵送で行うこと（やむを得ない場合はFAXも可とするが、FAX後直ちに原本を郵送すること。）。なお、郵送又はFAXを問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

また、入札参加希望者は、入札説明書の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。なお、質問書提出期間後の質問は受け付けない。

ア 提出場所

3の部局とする。

イ 提出期間

令和7年9月5日（金）までの各日午前9時から午後5時までの間（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項に規定する休日を除く。）とする。

ウ 質問に対する回答は、令和7年9月9日（火）までに公告掲載ページに掲載する。

エ 入札説明書等の説明会は、実施しない。